

## 第8章 (一社)日本環境測定分析協会について

日環協は、1974年(S49)に通商産業省(現 経済産業省)及び環境庁(現 環境省)の共管により認可を得て、環境計量証明事業者及び環境計量士等を会員とした環境測定分析における唯一の全国組織の法人である。日環協はその後、公益法人制度改革に伴い、2012(H14)年4月1日に一般社団法人へ移行、さらに2018年3月31日、公益目的支出計画実施完了にて行政庁による監督は終了したものの、引き続き旧主務官庁との連携を図るとともに、環境測定分析技術の向上を目的とした講習会・研修会、行政施策等に関わる情報提供、その他諸事業を行い、わが国の環境保全に大きな役割を果たしてきた。今後ますます重要となる環境問題に対処するため、協会の事業のあり方や方向性も含め、意見を求めた。

### 8.1 環境測定分析士制度

環境測定分析士制度は平成18年に試験を開始し、合格者数は、環境測定分析士(1級)39名、環境測定分析士(2級)527名、環境測定分析士(3級)3,272名、環境騒音・振動測定士(初級)497名、環境騒音・振動測定士(上級)24名となっている(H31.3.31現在)。

この制度は日環協独自の制度である。近年、環境分析においては微量域での分析値を求められており、精度管理の重要性が指摘されるようになってきている。

外部精度管理はISO/IEC 17025(試験所認定)の取得、また、技能試験の参加などで外部からの監査を受ける等により、精度の担保を確保することができる。しかしながら日本における事業許可はMLAPを除き条件認可制度であり、技術的な担保は環境計量士のみであるが、環境計量士の知識は別として、技能について担保できるものは何もない。また、技能試験による分析測定結果が国際的にも重要な試験所評価になりつつあり、分析・測定における技能者(卓越した技術をもつ者)の必要性が重視されるようになってきた。環境測定分析士は、まさに技能を有する者としての資格認定制度である。

環境測定分析士制度への対応について集計した結果は表8.1-1のとおりであり、このうち「推奨する資格とはしない」とするその理由を表8.1-2に、「その他の意見」を表8.1-3にそれぞれ示す。

「推奨する資格とはしていない」「今後も推奨する資格にはしない」とする回答は全体の64.3%を占め、前回(H25)の結果とほぼ同様であり、この制度の必要性が依然として薄いと言わざるを得ない。また、「推奨する資格とはしない」とするその理由については、「必要性が感じられない」「環境計量士制度がある」「国家資格を優先的に推奨している」などの意見が多くみられた。

今後、協会としては、この調査結果を踏まえ、環境測定分析士制度のメリット、認知度アップに向けたPR、本資格の地位向上などについて引き続き検討し、本制度の必要性が広く認知されるよう努めていきたい。